

地域 GND 基金及び海岸漂着
物地域対策推進事業
(平成 26 年 1 月末時点) 執
行状況調査

地域GND基金及び海岸漂着物地域対策推進事業

(平成26年1月末時点) 執行状況調査

目次

1 基金等の使途.....	1
2 事業実施にあたってのメリット・デメリット・改善点.....	4
3 海岸漂着物の回収処理量とその内訳.....	8
4 海岸漂着物等を回収処理した理由・回収処理の主体・及び連携している民間団体...11	
5 雇用創出効果についての状況把握.....	17
6 地域GND基金を平成24年度に延長した都道府県の事業内容.....	19

1 基金等の使途

①地域 GND 基金の使途

平成21～24年度における地域GND基金の使途について、表1-1、図1-1に示した。
基金の大半が回収・処理にあてられていることがわかる。

表 1-1 平成 21～24 年度 GND 基金使途別事業費

使途	金額（千円）				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
地域計画の策定	65,741	122,696	51,376	2,714	242,527
海岸漂着物等の回収処理	129,601	1,209,991	2,729,238	460,633	4,529,463
海岸漂着物等の発生抑制対策	6,967	66,054	282,472	32,196	387,689
切り分け困難	37,851	149,641	140,422	104,977	432,891
計	240,160	1,548,382	3,203,508	600,520	5,592,570

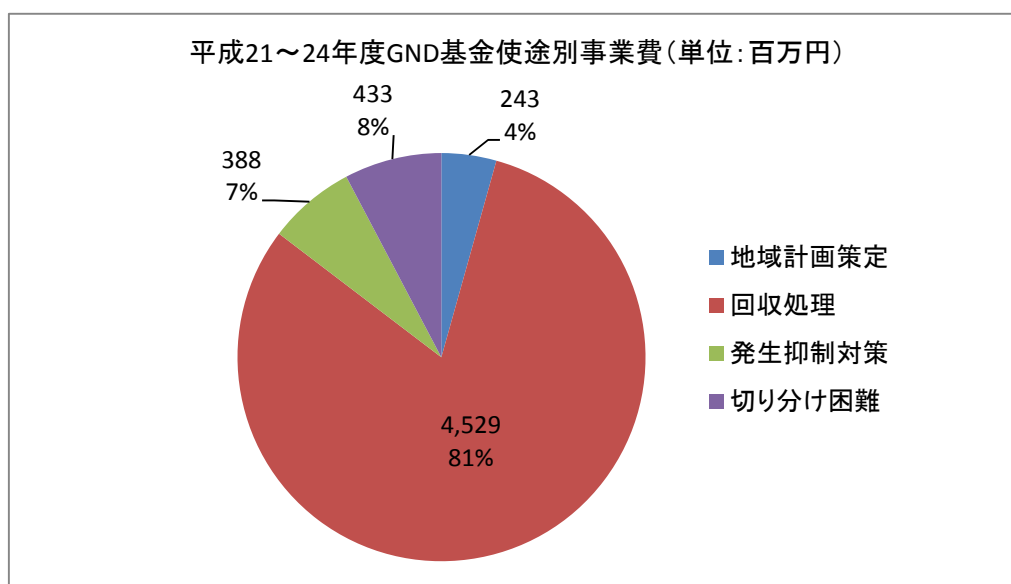


図 1-1 平成 21～24 年度 GND 基金使途別事業費

②海ごみ基金の用途

平成25年度（平成26年1月末時点）における海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）の用途について、表1-2、図1-2に示した。

基金の大半が回収・処理にあてられていることがわかる。

表 1-2 平成 25 年度海ごみ基金用途別事業費

用途	金額（千円）
	平成 25 年度
地域計画の策定	1,611
海岸漂着物等の回収処理	3,081,676
海岸漂着物等の発生抑制対策	693,476
切り分け困難	21,266
計	3,798,029

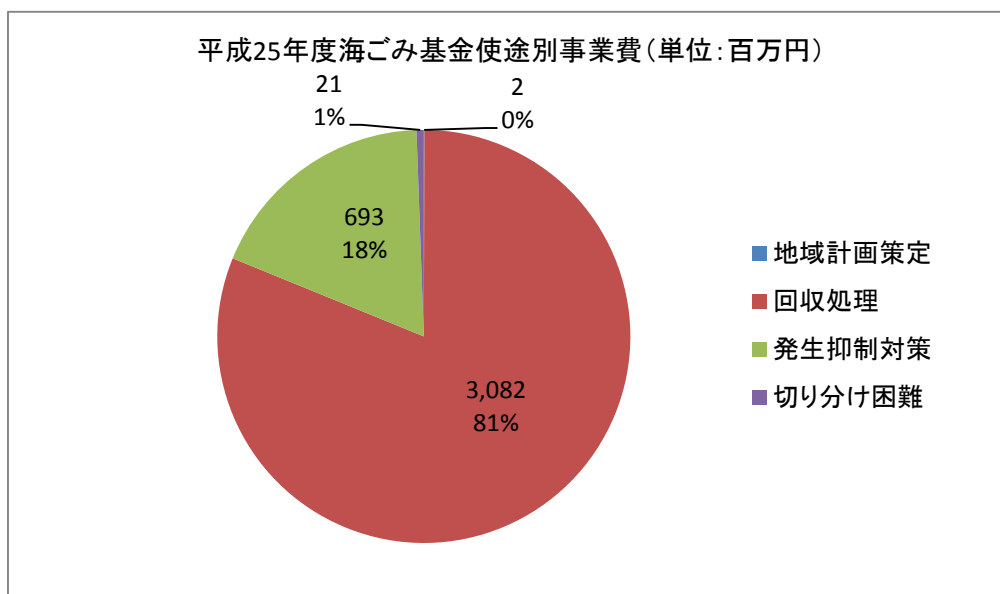


図 1-2 平成 21～24 年度海ごみ基金用途別事業費

③ 県単事業の用途

平成21～25年度における海岸漂着物対策に係る県単事業の用途について、表1-3、図1-3に示した。

大半が回収・処理にあてられていることがわかる。

表 1-3 平成 21～25 年度県単事業用途別事業費

用途	金額 (千円)					合計
	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	
地域計画の策定	0	0	0	13,205	0	13,205
海岸漂着物等の回収処理	272,781	480,553	442,479	443,228	200,494	1,839,535
海岸漂着物等の発生抑制対策	1,670	4,991	3,157	13,321	8,061	31,200
切り分け困難	58,368	57,306	56,193	67,160	92,804	331,831
計	332,819	542,850	501,829	536,914	301,359	2,215,771

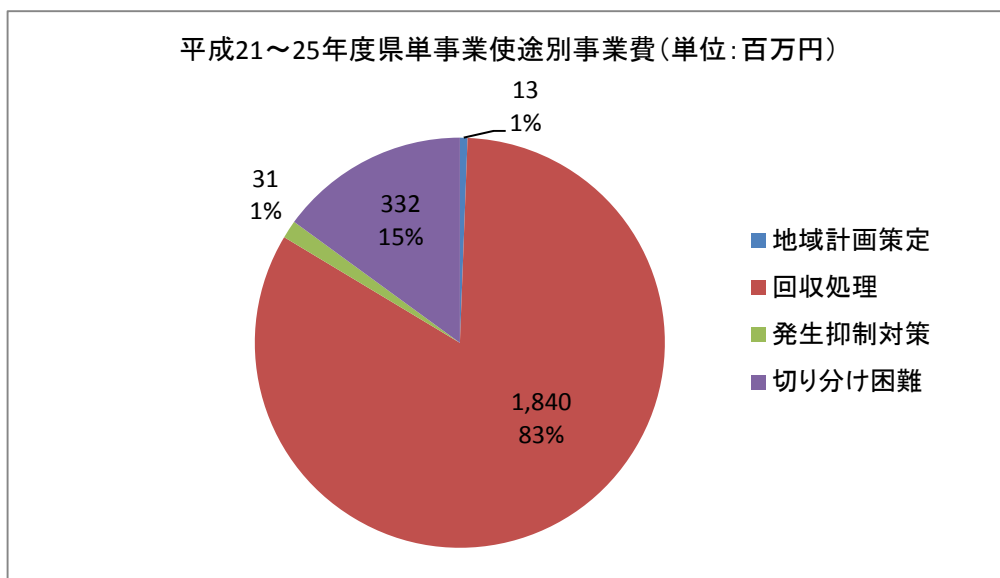


図 1-3 平成 21～25 年度県単事業用途別事業費

2 事業実施にあたってのメリット・デメリット・改善点

①地域GND基金事業

各都道府県から自由回答で得られた地域GND基金事業実施にあたってのメリット、デメリット及び改善が必要な点についてとりまとめたものを表2-1に示した。

表 2-1 地域GND基金事業実施にあたってのメリット、デメリット

メリ ット	<u>実施効果</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・回収要望があっても実施できなかったような海岸においても国費を充当して事業実施できたことや地域計画策定により回収・処理事業における海岸管理部局と環境部局との連携が生まれたこと。 ・地域 GND 基金事業の実施により、県内の海岸漂着物の回収・処理が格段に進んだ。 ・定期的な清掃活動が行えることで日常的に適正な海岸環境の維持が行える。 ・災害とならない、中程度までの漂着物処理に対して短期間で対応出来る。例（海ガメの産卵場所の早期復旧に対応できる） ・海岸漂着物の回収、運搬、処理以外にも、発生抑制対策・環境教育等の事業に幅広く活用できた。 ・県単予算では実施が難しい現況把握調査、普及啓発、全県的な回収・処理等の漂着物対策を総合的に実施することができた。
	<u>適用性・自由度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・基金形態であるため、国庫補助事業と異なり年度末の補助金額変更の手続きが不用で、事務負担が軽減される。 ・使用に際し自由度が高い。
	<u>補助率</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率が 10/10 であったこと。
	<u>その他</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者等の責任が明確になったこと。 ・海岸管理者の財政負担が軽減された。
デ メ リ ット	<u>時限的</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し漂着する性質でありながら実施期間が限定されていたこと。
	<u>予算の流用 および適用範囲</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者が都道府県又は市町村とされており、一部事務組合等は補助金が活用できなかったこと。 ・補助対象の事業実施主体が海岸管理者であったため、市町村の観光などの事情により、県管理海岸において市町村が海岸漂着物の回収・処理をしたいときに、市町村が実施主体としての補助ができなかったこと。 ・活用が海岸管理者に限定され、活用の幅が狭かった。 ・漂流ごみ、海底堆積ごみの回収・処理についても対象にしていきたい。
	<u>その他</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・基金設立には条例の制定が必要であるため、新設や（基金による）事業期間の変更が発生した場合には、改正手続きが煩雑である。 ・漂着物等と規定されているため、海上漂流物にかかる取り扱いが明確となっておらず、災害時の対応に管理者等が苦慮していたこと。

改善点	<u>補助対象</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等の自主的な清掃活動を行っている環境団体等への直接支援
要望	<u>継続した財政支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物対策継続的に実施するためには、国による財政支援の継続・拡充が不可欠である。
	<u>基金の運用・適用範囲</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政上の措置は、地域の実態に即した事業内容や対象経費を制度化することが必要。 ・台風等の災害時での緊急性を要する状況に対し即時対応が可能となる基金の運用等の支援を求める。 ・グリーンニューディール基金に代わる海岸漂着物処理事業費補助金事業は、海岸漂着物処理推進法に基づき各都道府県の選定した重点区域のうち、離島振興法における離島振興地域が補助対象となっており、離島以外の海岸には適用できない。このため、全海岸を対象とした事業への改善を要望する。
	<u>その他</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度環境省概算要求「(新)海岸漂着物処理事業費補助金」について、補助対象事業の範囲を重点区域全域にするとともに、地元自治体負担について、特別交付税措置による負担軽減を図ること。 ・台風等により海岸に漂着した流木等を処理するための既存事業の採択要件の緩和と申請手続簡素化が必要。 ・柔軟かつ機動的な執行が可能な制度の創設を望む。

②海岸漂着物地域対策推進事業

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物地域対策推進事業実施にあたってのメリット、デメリット及び改善が必要な点についてとりまとめたものを表2-2に示した。

表 2-2 海岸漂着物地域対策推進事業実施にあたってのメリット、デメリット

メリ ット	<u>実施効果</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物地域対策推進事業の実施により、県内の海岸漂着物の回収・処理が格段に進んだ。また、発生抑制対策も実施するようになった。 ・定期的な清掃活動が行えることで日常的に適正な海岸環境の維持が行える。 ・災害とならない、中程度までの漂着物処理に対して短期間で対応出来る。 ・地域 GND 基金事業で実施した回収事業や調査研究、普及啓発等を継続的に実施することで、地域計画に基づいた計画的な海岸漂着物対策を進めることができた。
	<u>適用性・自由度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・GND基金事業により培った連携を生かし、例えば市町村が自身の管理海岸だけでなく県が管理する海岸も組み込んで事業を実施することが可能となったこと。 ・普及啓発について広く対象とできるため、取組を実施しやすい。 ・以前の地域 GND 基金と異なり、海岸管理者以外が海岸清掃を行っても補助対象となった点はメリットであると考え。地域の事情により、市町村が観光資源として海岸を利活用したい事例があり、海岸管理者以外が早急に回収・処理に取り組みたい事例も少なくないため(例：海水浴場を一定期間市町村が占有している場合など) ・海岸管理者以外のものも海岸清掃が出来るようになったこと。 ・基金形態であるため、国庫補助事業と異なり年度末の補助金額変更の手続きが不用で、事務負担が軽減される。
	<u>補助率</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率が 10/10 であったこと。
デ メ リ ット	<u>時限的</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間が 2 年間と短く、計画的にするには 5 年間程度の事業とする必要がある。 ・医療系漂着物など危険な漂着物は依然として多く、事業に対する地域の要望も高まりつつあるが、実施期間が限定されていることで、財政力の低い当県としては単独費のみでの対応は困難であり、先行きが不安であること。
	<u>予算の流用 および適用範囲</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁を跨いだ課題などもあるため、河川におけるごみの回収や河川からのごみの流出防止策など、海岸漂着物の発生抑制に関連する施策の一部が補助対象とはなっていないこと。 ・漂流ごみ、海底堆積ごみの回収・処理についても対象にしていきたい。 ・漂着されると思われる漂流ゴミについて対応できない。 ・後背地が相当広いなど、基金事業対象外が混在するため、全ての事業を海岸漂着物対策として実施できない。
	<u>その他</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・基金設立には条例の制定が必要であるため、新設や(基金による)事業期間の変更が発生した場合には、改正手続きが煩雑である。

		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村事業への国費投入には、補助制度を新設する必要があり、事務負担が大きい。 ・環境部門は、海岸管理者ではないため、海岸清掃にあたって、業務調整が必要。
改善点	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等の自主的な清掃活動を行っている環境団体等への直接支援 ・補助対象として、備品費があるものの、制約が厳しく使いにくい。 ・河川等におけるごみの回収・処理又はアシの刈り取り等は発生抑制対策に含まれず、単独で行うことはできないとされているが、河川等におけるごみの回収は海岸漂着物の発生抑制につながるとされており、事業の対象として認めていただきたい。 ・補助対象経費に工事請負費も含めてほしい。 ・環境省からの補助制度に代えて、海岸管理者（河川・港湾等）の所管省庁からの補助制度とすること。
	継続した財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、平成26年度までの事業となっており、平成27以降についても円滑な海岸漂着物対策が行われるよう従前と同様の補助制度を継続していただきたい。 ・継続的な対策が必要な漂着物対策には、時限的な基金ではなく恒久的な財政支援が必要。 ・平成26年度で終了する基金事業後の財政措置について、早めに情報提供してほしい。
	災害関連との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・基金事業と災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下、「災害関連」）の整合を図っていただきたい。具体的には、災害関連の対象となる場合でも、重点区域に漂着した漂着物等の回収・処理に基金事業を活用できるようにしていただきたい。災害関連は災害に起因するものであること、一定以上の漂着規模であること等の採択要件があるため、海岸保全の緊急性・重要度が平常時に比べて高い事例に対して適用される。しかしながら補助率は基金事業の10/10に対し、1/2と低い。緊急性が高い現場について、あえて災害査定を受けて補助率の低い災害関連を活用しなければならないことになるので、調整をお願いしたい。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・漂流物・海底ごみについては規定がなく、海岸管理者が対応に困っていることから港湾・漁港等の周辺に漂流・沈下しているものは景観上や海上交通の経済的な影響、また生態系等に悪影響を及ぼすことが懸念されるため所管省庁を決定していただき回収・処理等が容易に出来るようにしていただきたい。

3 海岸漂着物の回収処理量とその内訳

①地域 GND 基金事業

平成21～24年度における地域GND基金事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について、海岸漂着物等の回収処理量とその内訳を表3-1、図3-1に示した。

回収物の大半は流木・木材が大半であり、ついでプラスチック類・可燃物が多くなっている。

表3-1 海岸漂着物等の回収処理量 (GND)

分類	回収処理量：重量(t)				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合計
流木・木材	10,256	6,357	17,868	2,488	36,968
プラスチック類	26	368	1,316	275	1,985
木くず・葦・海藻	37	142	1,199	75	1,453
缶	0	4	26	0	30
可燃物	6	193	2,023	0	2,222
ガラス・ビン類	0	0	16	0	17
不燃物	17	148	270	46	481
発泡スチロール類	0	0	10	0	10
金属類	1	7	99	10	116
漁網・漁具	0	19	117	1	138
その他	230	410	1,106	1,966	3,712
切り分け困難	1,187	9,937	19,008	1,756	31,887
合計	11,760	17,585	43,058	6,617	79,019

注：容量で把握されている回収量は、かさ比重0.17t/m³で重量に換算した。

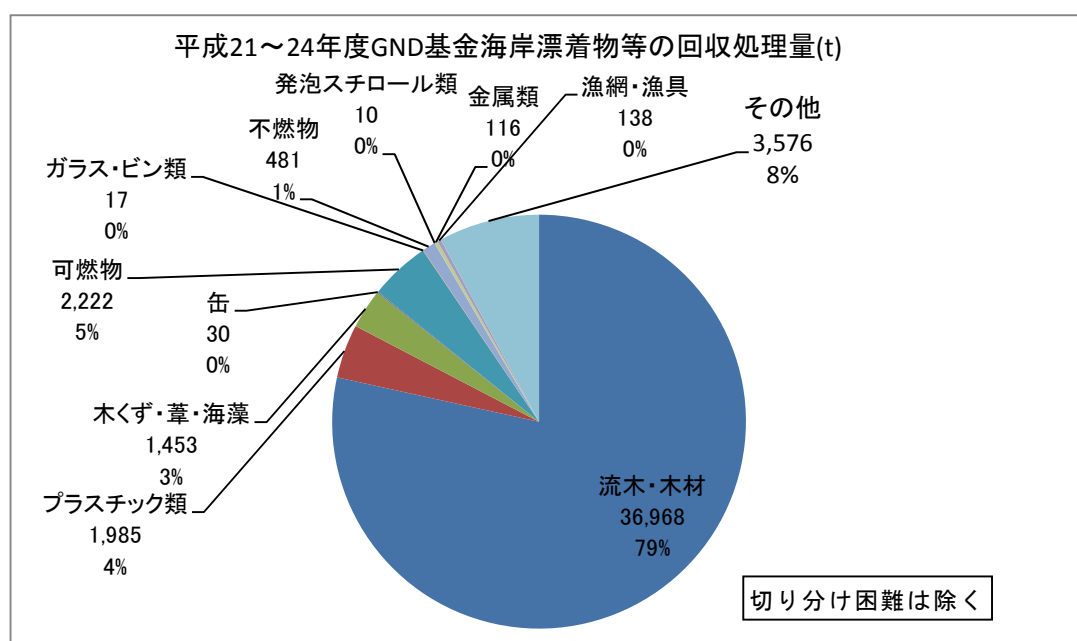


図 3-1 海岸漂着物等の回収処理量 (t) とその内訳 (GND)

②海岸漂着物地域対策推進事業

平成25年度（平成26年1月末時点）における海岸漂着物地域対策推進事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について、海岸漂着物等の回収処理量とその内訳を表3-2、図3-2に示した。

回収物の大半は流木・木材が大半であり、ついでプラスチック類・可燃物が多くなっている。

表 3-2 海岸漂着物等の回収処理量（基金）

分類	回収処理量：重量 (t)
流木・木材	1,344
プラスチック類	308
木くず・葦・海藻	832
缶	17
可燃物	541
ガラス・ビン類	9
不燃物	218
発泡スチロール類	27
金属類	7
漁網・漁具	84
その他	1,054
切り分け困難	8,255
合計	12,896

注：容量で把握されている回収量は、かさ比重0.17t/m³で重量に換算した。

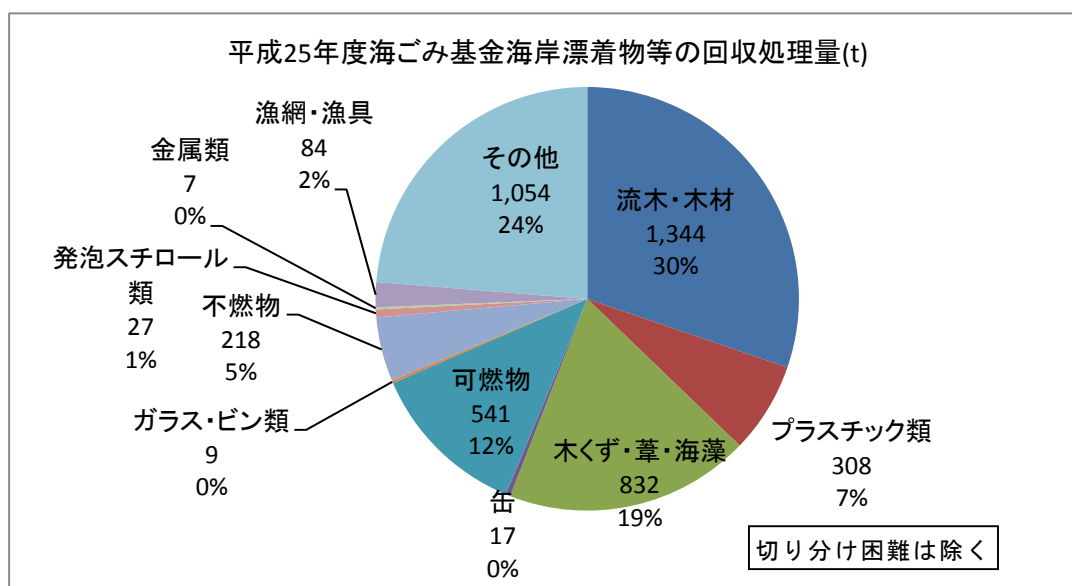


図 3-2 海岸漂着物等の回収処理量(t)とその内訳（基金）

③海岸漂着物対策に係る県単事業

平成21年度～25年度における海岸漂着物対策に係る県単事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について、海岸漂着物等の回収処理量とその内訳を表3-3、図3-3に示した。

回収物の大半は木くず・葦・海藻であり、ついでプラ可燃物が多くなっている。

表 3-3 海岸漂着物等の回収処理量（県単）

分類	回収処理量：重量(t)					
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
流木・木材	4	250	1,791	1,499	0	3,544
プラスチック類	0	14	3	25	0	43
木くず・葦・海藻	4,039	2,947	4,215	4,361	0	15,562
缶	0	0	0	0	0	0
可燃物	1,810	2,134	1,832	2,151	111	8,038
ガラス・ビン類	0	0	0	0	0	0
不燃物	651	616	643	681	36	2,626
発泡スチロール類	0	0	0	0	0	0
金属類	0	0	0	0	0	0
漁網・漁具	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	13	0	13
切り分け困難	562	302	562	2,238	158	3,822
合計	7,065	6,263	9,047	10,968	305	33,648

注：容量で把握されている回収量は、かさ比重0.17t/m³で重量に換算した。

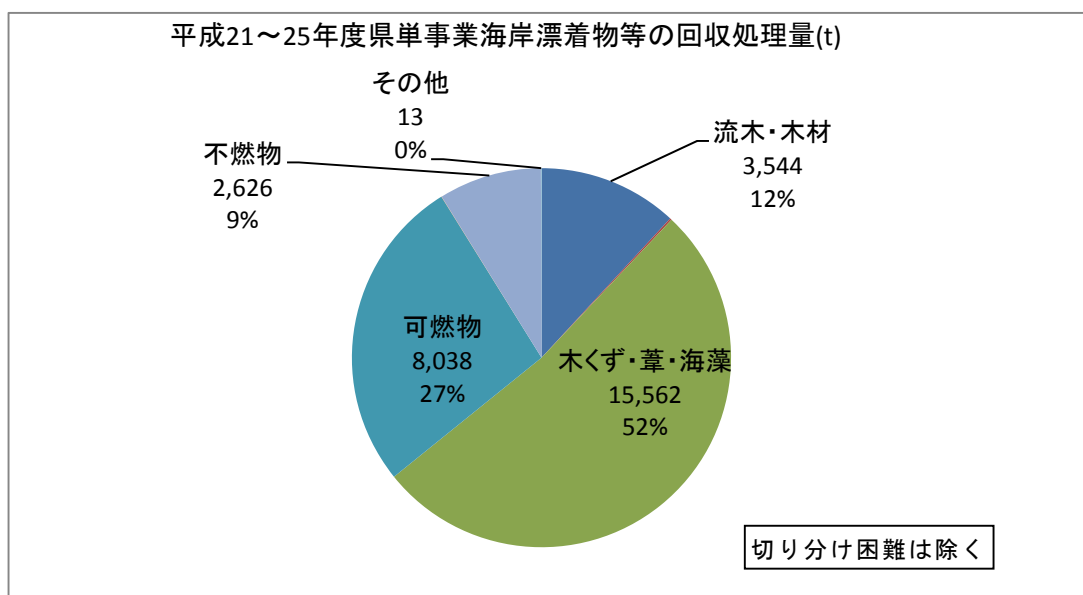


図 3-3 海岸漂着物等の回収処理量(t)とその内訳（県単）

4 海岸漂着物等を回収処理した理由・回収処理の主体・及び連携している民間団体

①地域 GND 基金事業

平成 21～24 年度における地域 GND 基金事業による海岸漂着物等を回収処理した理由についてまとめたものを表 4-1-1、図 4-1-1 に示した。景観上の理由が最も多く、ついで環境保全であった。

表 4-1-1 海岸漂着物を回収処理した理由 (GND)

回収処理した理由	自治体数	自治体名
景観上	29	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、和歌山県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
生活環境等の環境保全	20	北海道、青森県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、三重県、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
海水浴・観光等の海岸利用	12	新潟県、富山県、福井県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、熊本県、宮崎県、沖縄県
海洋生物影響(漁業含む)	7	山形県、千葉県、愛知県、和歌山県、高知県、長崎県、宮崎県
安全推進・危険防止	3	神奈川県、鳥取県、宮崎県
海岸機能低下防止	2	山形県、香川県
漁具被害の防止	1	北海道
悪臭発生等の公害影響	1	北海道
地元住民の要望	1	石川県
法および対策推進	1	京都府

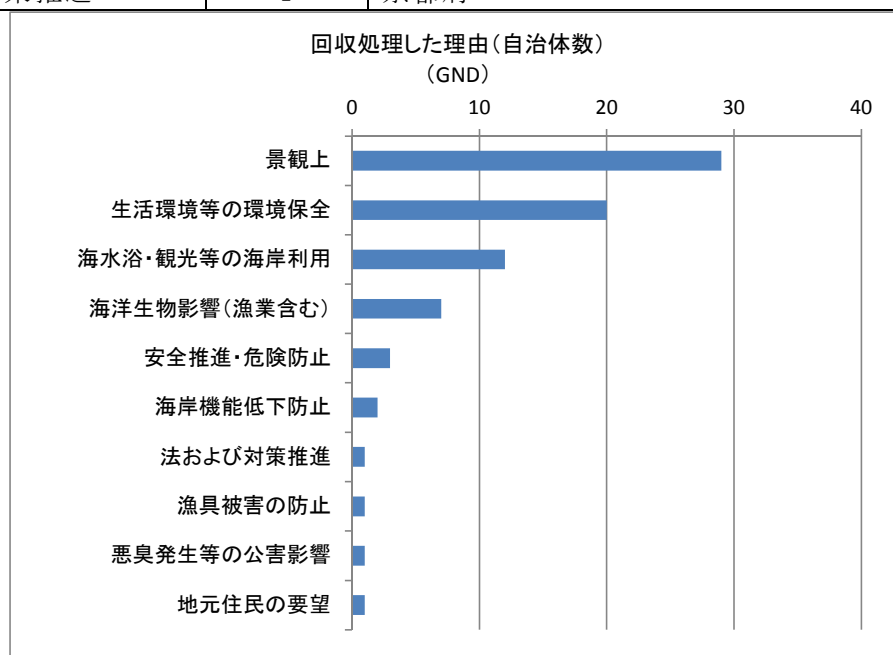


図 4-1-1 海岸漂着物を回収処理した理由 (GND)

平成21～24年度における地域GND基金事業による海岸漂着物等の回収処理の主体についてまとめたものを表4-1-2、図4-1-2に示した。

都道府県が回収処理の主体になっている自治体が最も多かった。

表 4-1-2 海岸漂着物等の回収処理の主体（GND）

回収処理の主体	自治体数	自治体名
都道府県	24	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、富山県、愛知県、和歌山県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県
市町村	14	北海道、青森県、秋田県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、熊本県、鹿児島県
NGO等その他企業・ 団体・地元住民	6	山形県、神奈川県、新潟県、福岡県、宮崎県、沖縄県

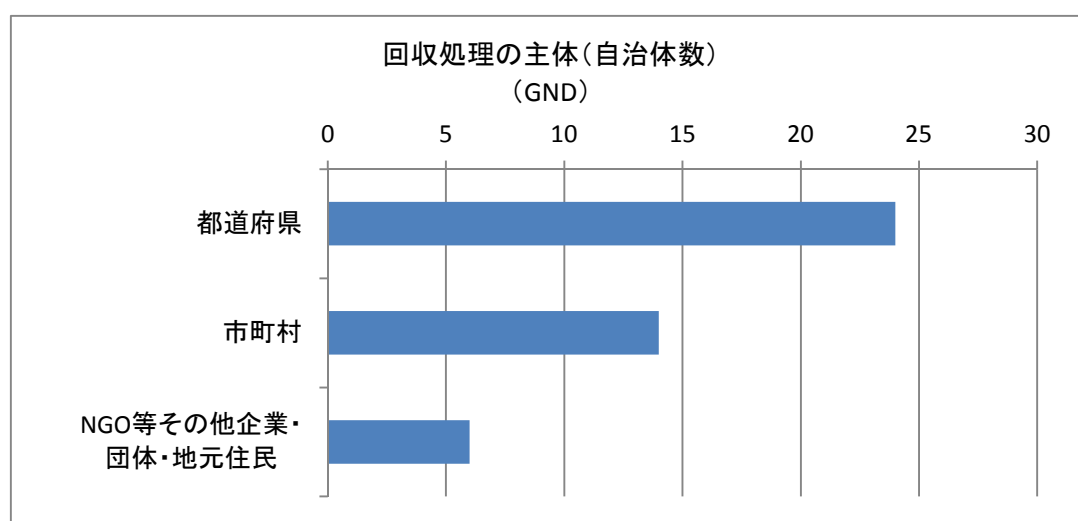


図 4-1-2 海岸漂着物等の回収処理の主体（GND）

平成21～24年度における地域GND基金事業による海岸漂着物等の回収処理において連携している民間団体等についてまとめたものを表4-1-3、図4-1-3に示した。

町内会・自治会との連携が最も多かった。

表 4-1-3 連携している民間団体等（GND）

民間団体等	自治体数	自治体名
町内会・自治会	8	北海道、青森県、山形県、富山県、和歌山県、鳥取県、宮崎県、沖縄県
NPO団体	7	青森県、秋田県、山形県、愛知県、和歌山県、長崎県、熊本県
ボランティア団体	6	北海道、富山県、福井県、鳥取県、熊本県、沖縄県
漁業協同組合	5	青森県、富山県、福岡県、佐賀県、熊本県
観光協会	3	福井県、愛知県、宮崎県
建設業協会	1	宮崎県
その他団体	8	北海道、富山県、愛知県、大阪府、和歌山県、島根県、長崎県、宮崎県

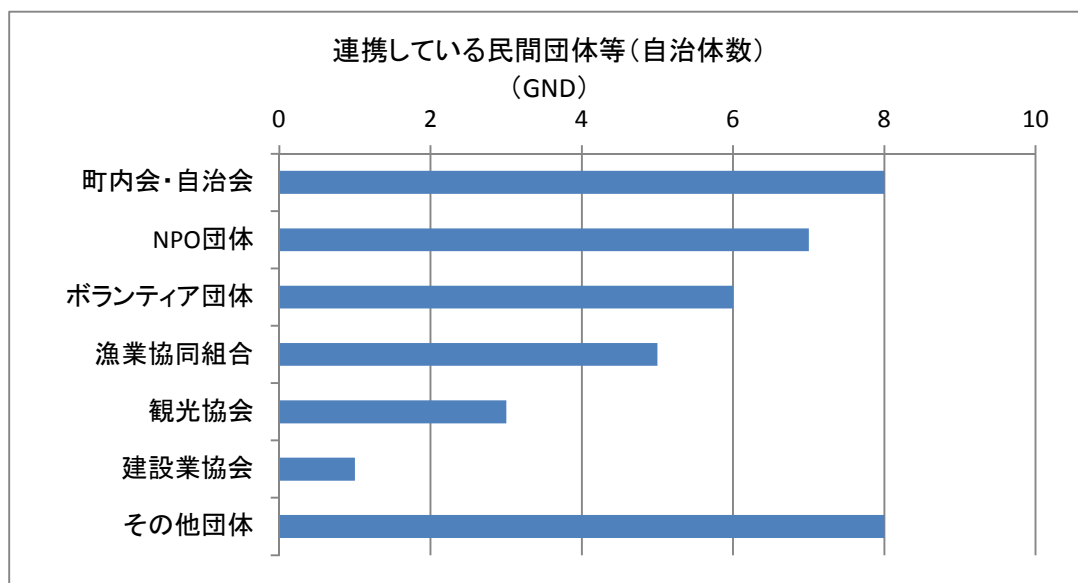


図 4-1-3

連携している民間団体等（GND）

②海岸漂着物地域対策推進事業

平成 25 年度（平成 26 年 1 月末時点）における海岸漂着物地域対策推進事業による海岸漂着物等を回収処理した理由についてまとめたものを表 4-2-1、図 4-2-1 に示した。景観上の理由が最も多く、ついで環境保全であった。

表 4-2-1 海岸漂着物を回収処理した理由（基金）

回収処理した理由	自治体数	自治体名
景観上	25	北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、和歌山県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
生活環境等の環境保全	18	北海道、青森県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、和歌山県、兵庫県、徳島県、香川県、佐賀県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
海水浴・観光等の海岸利用	10	新潟県、富山県、福井県、愛知県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、宮崎県、沖縄県
海洋生物影響（漁業含む）	8	山形県、千葉県、愛知県、和歌山県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県
安全推進・危険防止	3	神奈川県、鳥取県、宮崎県
海岸機能低下防止	2	山形県、香川県
漁具被害の防止	1	北海道
悪臭発生等の公害影響	1	北海道
地元住民の要望	1	石川県
法および対策推進	1	京都府
船舶の事故防止	1	和歌山県

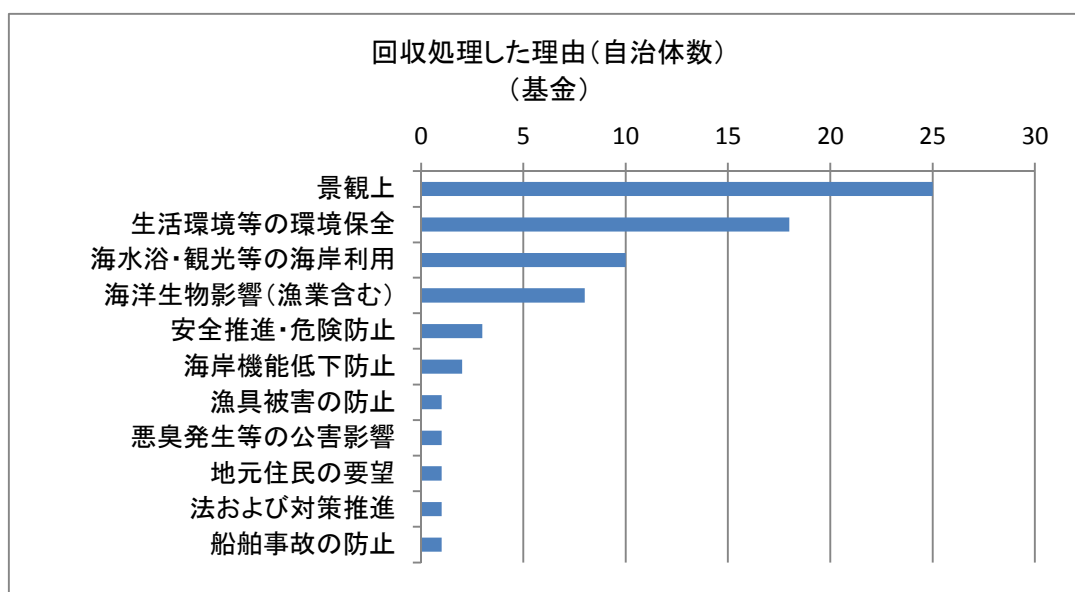


図 4-2-1 海岸漂着物を回収処理した理由（基金）

平成25年度（平成26年1月末時点）における海岸漂着物地域対策推進事業による海岸漂着物等の回収処理の主体についてまとめたものを表4-2-2、図4-2-2に示した。

都道府県が回収処理の主体になっている自治体が最も多かった。

表 4-2-2 海岸漂着物等の回収処理の主体（基金）

回収処理の主体	自治体数	自治体名
都道府県	19	北海道、秋田県、山形県、千葉県、富山県、石川県、愛知県、和歌山県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、鹿児島県
市町村	16	北海道、青森県、秋田県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、高知県、長崎県、大分県、鹿児島県
NGO等その他企業・団体・地元住民	7	青森県、新潟県、山形県、神奈川県、福岡県、宮崎県、沖縄県
事務組合	1	北海道、

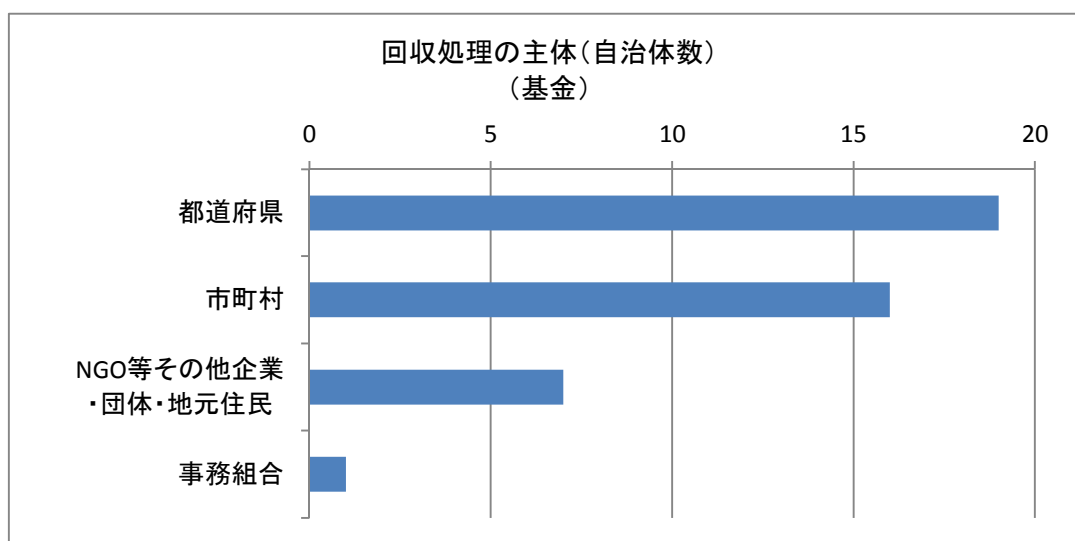


図 4-2-2 海岸漂着物等の回収処理の主体（基金）

平成25年度（平成26年1月末時点）における海岸漂着物地域対策推進事業による海岸漂着物等の回収処理において連携している民間団体等についてまとめたものを表4-2-3、図4-2-3に示した。

町内会・自治会との連携が最も多かった。

表 4-2-3 連携している民間団体等（基金）

民間団体等	自治体数	自治体名
町内会・自治会	9	北海道、青森県、山形県、富山県、愛知県、和歌山県、鳥取県、宮崎県、沖縄県
NPO団体	6	北海道、青森県、秋田県、山形県、和歌山県、長崎県
ボランティア団体	5	北海道、富山県、福井県、鳥取県、沖縄県
漁業協同組合	5	青森県、富山県、和歌山県、福岡県、佐賀県
観光協会	3	福井県、愛知県、宮崎県
建設業協会	1	宮崎県
その他団体	6	北海道、富山県、愛知県、和歌山県、島根県、長崎県、

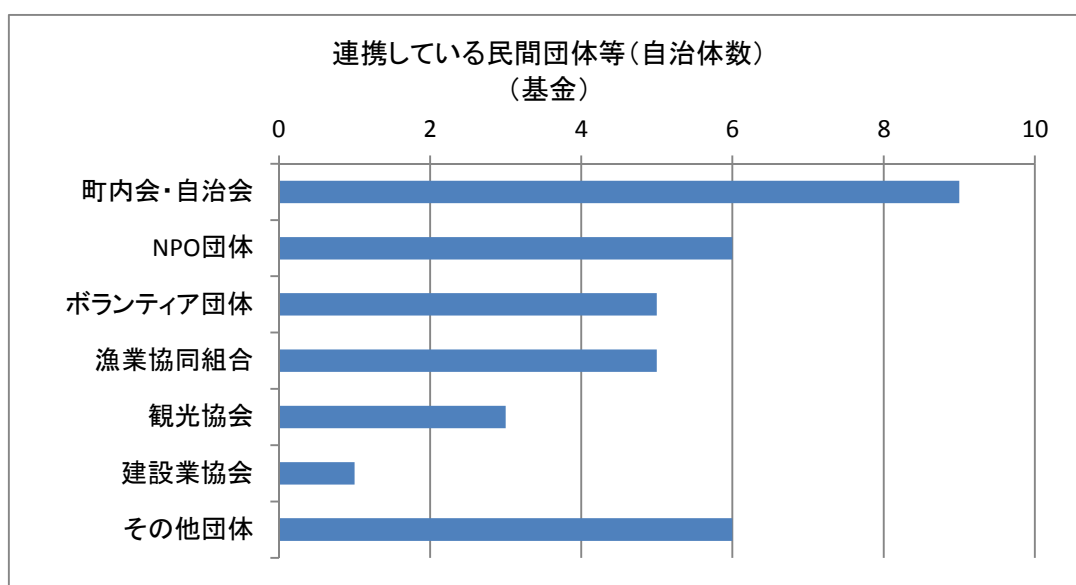


図 4-2-3 連携している民間団体等（基金）

5 雇用創出効果についての状況把握

①地域 GND 基金事業

地域 GND 基金事業による雇用創出効果の把握状況について表 5-1-1、図 5-1-1 に示した。また把握している自治体について雇用数の年平均人数を表 5-1-2 に示した。

表 5-1-1 雇用創出効果の把握状況 (GND)

創出効果の把握状況	自治体数	自治体名
把握している	22	北海道、青森県、山形県、神奈川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
していない	15	岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、新潟県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、富山県、奈良県、和歌山県、岡山県、鳥取県、大分県

表 5-1-2 雇用数の延べ人数 (GND)

北海道	19	山口	503
青森	13,750	徳島	13
山形	16	香川	4
神奈川	4	愛媛	34
福井	2,482	高知	5.3
愛知	36	佐賀	159
京都	30	長崎	153
大阪	0.4	熊本	377
三重	181	宮崎	6
兵庫	6,080	鹿児島	76
島根	3,725	沖縄	11,199
		計 22	

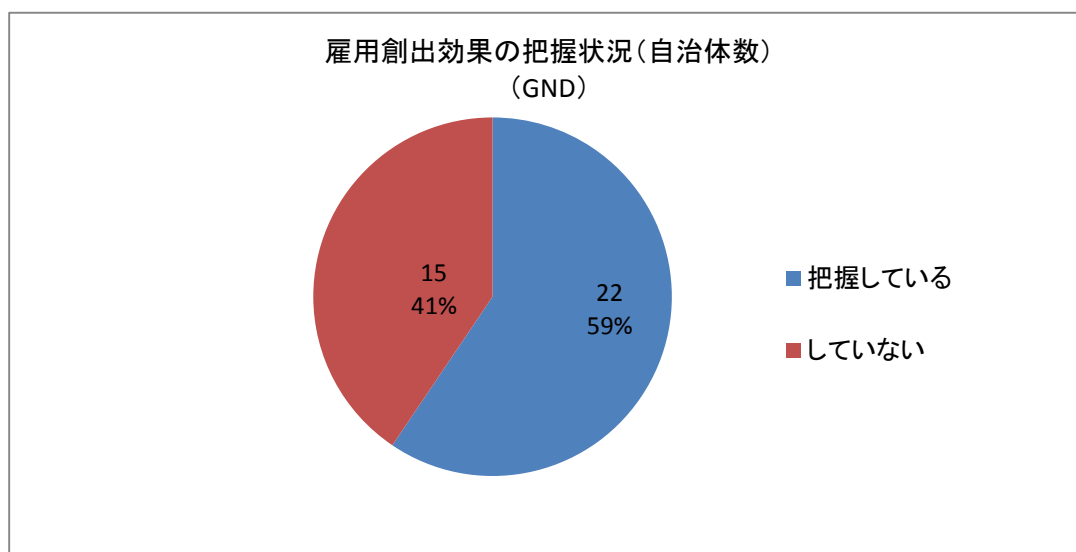


図 5-1-1 雇用創出効果の把握状況 (GND)

②海岸漂着物地域対策推進事業

海岸漂着物地域対策推進事業による雇用創出効果の把握状況について表 5-2-1、図 5-2-1 に示した。また把握している自治体について雇用数の年平均人数を表 5-2-2 に示した。

表 5-2-1 雇用創出効果の把握状況（基金）

創出効果の把握状況	自治体数	自治体名
把握している	15	青森県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、愛知県、島根県、山口県、徳島県、香川県、長崎県、宮崎県、鹿児島県
していない	21	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、東京都、富山県、大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、和歌山県、三重県、鳥取県、岡山県、愛媛県、佐賀県、高知県、熊本県、大分県、沖縄県

表 5-2-2 雇用数の延べ人数（基金）

青森	13,886	島根	1,901
山形	74	山口	576
千葉県	638	徳島	23
神奈川	28	香川	15
新潟県	集計中	長崎	109
石川県	1,540	宮崎	67
福井	571	鹿児島	55
愛知	集計中	計 15	

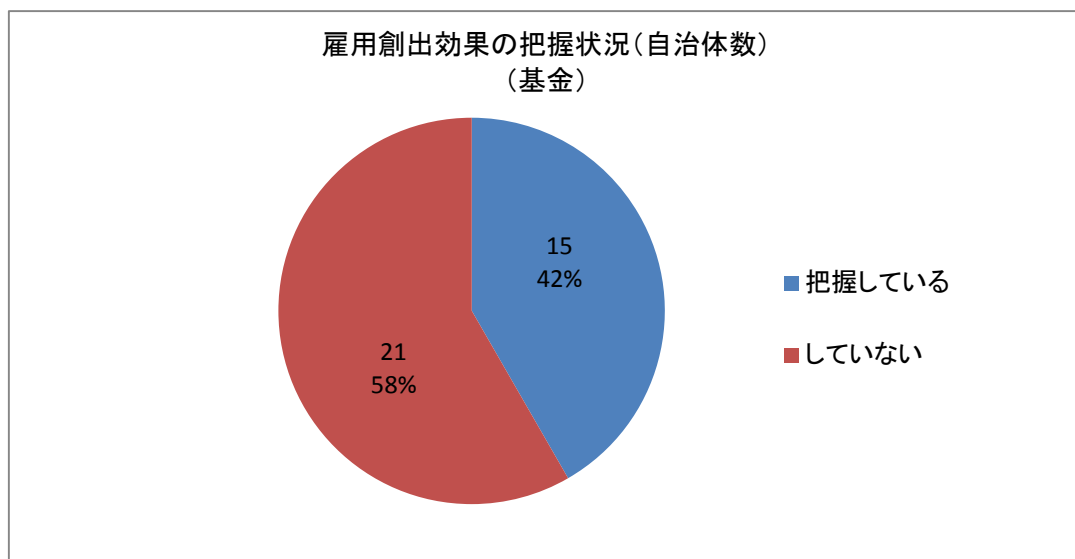


図 5-2-1 雇用創出効果の把握状況（基金）

6 地域 GND 基金を平成 24 年度に延長した都道府県の事業内容

地域GND基金を平成24年度に延長した都道府県の事業内容について表6-1に示した。
延長した自治体数は9であった。

表 6-1 平成 24 年度の事業内容

自治体	事業区分	事業名	事業内容
北海道	発生抑制	海岸漂着物対策協議会の開催	・海岸漂着物の回収・処理計画の検討 ・発生抑制対策に関する検討 ・地域計画修正の協議
	回収・処理	海岸漂着物等の回収・処理事業の実施	・海岸管理者による回収・処理事業の実施
山形	計画策定	海岸漂着物対策推進協議会運営事業	海岸漂着物対策推進協議会の運営、会議の開催
	回収	海岸漂着物地域対策推進事業	建設海岸での漂着物回収及び処理
	回収	港湾漂着物撤去処理事業	港湾海岸での漂着物回収及び処理
	回収	漁港漂着物撤去処理事業	漁港海岸での漂着物回収及び処理
	発生抑制	美しいやまがたの海推進事業	ボランティア海岸清掃支援、飛島クリーンアップ作成普及啓発、海岸漂着物問題普及啓発手法検討会の開催
新潟	回収・処理	海岸漂着物対策推進事業	県管理海岸における海岸漂着物の回収・処理
石川	回収・処理	地球温暖化対策等推進事業費	海岸漂着物の回収・処理
島根	回収・処理	島根県重点区域海岸漂着物対策推進事業	海岸管理者による漂着物の回収・処理事業
	発生抑制		韓国中高生による県内海岸の漂着物回収を通じた環境教育
山口	回収・処理	漂流・漂着ゴミ対策重点地域一掃事業	重点地域における海岸漂着ごみの回収・処理
	回収・処理	日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業	「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」に係る海岸清掃活動等の支援を行う。
長崎	回収・処理	海岸漂着物地域対策推進事業	県管理海岸における海岸漂着物の回収・処理
鹿児島	回収・処理	鹿児島県海岸漂着物地域対策推進事業	東日本大震災に係る廃棄物が漂着した場合、随時、回収・処理を実施する。
沖縄	回収・処理	災害起因海岸漂着物調査等業務	震災起因海岸漂着物の漂着状況把握調査（モニタリング調査）、震災漂流物の影響検討
	回収・処理	災害起因海岸漂着物対策検討等業務	災害起因海岸漂着物の回収処理体制、適正処理、再資源化に係る調査検討
	回収・処理	災害起因海岸漂着物調査等業務	震災起因海岸漂着物の漂着状況把握調査（概況調査）、漂着量推計方法の検証
	回収・処理	海岸漂着物等回収処理業務	通常漂着物、災害起因漂着物を一体的に回収処理
	発生抑制	市町村海岸漂着物対策事業（補助）	2町村による環境教育・普及啓発事業